

## 扶養義務と養育費算定に関する一考察

館 幸 嗣  
打 矢 恵

### 一 はじめに

本稿は、離婚における未成熟子の成年に達するまでの養育費をどのように算定し、いかに扶養義務者に割り当てるかについて考察するものである。自明のごとく未成熟子は誰かの助けを借りなければ一人で生きていけないという、事実的監護・行為的監護あるいは経済的監護の重畳的に必要な状態にある。したがって、離婚に際しては、これらの監護を適切に果たせるようまず解決する必要がある。この事項は、要保護性保護補完の無条件原理が働く事項であるから最重要事項として解決が要されると考える。しかし、実際は諸種の理由で、未成熟子の適切になされているとは言い難い。本稿は離婚に際する未成熟子の保護補完に見合うような養育費の具体的な算定方法について検討するものである。本稿の主たる考察及び論文構成は、打矢講師の手になるものであるが、本稿の校了に当たっては、館幸嗣と打矢恵が議論したものである。したがって、本稿における論の至らない責めはすべて館幸嗣に

あるものである。

離婚後の未成熟子に対する扶養義務は、民法第七六六条の離婚後の子の監護に必要な事項の定めとして規定され、第一次的には夫婦の協議において定め、協議が整わないときは家庭裁判所が定めることができる。しかし、離婚後の子の養育費負担義務に関しての根拠規定は明文化されておらず、また、条文中で離婚後の監護に必要な事項とされているものの、子の親権を決定しなければ離婚は認められない反面、養育費の取決めはなくても離婚は可能であり、養育費の取決め自体は義務付けられてはいない。

未成熟子は「通常、出生以来、扶養必要状態にあるわけで、親が扶養可能状態にある限り、扶養義務は具体的に発生している」<sup>(1)</sup>のであって、また、扶養を必要とする離婚後の未成熟子に対する親の扶養義務は、たとえ離婚後も、生活保持義務（親が未成熟子に対して自己と同程度の生活をさせることができる程度）という程度の高い扶養義務を負うこととなる<sup>(2)(3)</sup>。扶養の方法は、「義務者が権利者を呼び寄せて一緒に暮らす」「引き取り扶養」、義務者が権利者の必要とする物品を与える「現物支給」もあり得なくはないが、今日では「現金給付（金銭扶養）」が原則となっている<sup>(4)</sup>。

そこで、扶養という親の子に対する最も疎かにできない扶養義務の履行の大前提として、離婚時に必ずその養育費の金額が定められていなければならない。法理論的には、親の子に対する扶養義務は生活保持義務であるとしても、その程度は抽象的で分かりにくい。また、扶養義務者から養育費の取決めがあり、支払いがなされたとしても、その額が妥当でなければ未成熟子の生活は成り立たず、子の利益に適わないのである。

しかも、一九九六年の民法改正要綱では、離婚制度の見直しがなされ、積極的破綻主義の導入が検討<sup>(5)</sup>されている。そうなれば、これまでに比べて離婚が容易なものとなり、離婚夫婦の元にある未成熟子の扶養の問題は益々深

刻化していくことは容易に想像できる。

そこで、離婚後の子の成長に欠かせない養育費を算定するための方法について、検討していくこととする。

## 二 養育費の取決めの問題点

扶養義務者から養育費の支払いを受けるためには、まず、養育費についての取決めがなされなければならないし、子の利益のため、その取決められた養育費額が適当なものでなければならぬ。

離婚の協議にともなう養育費の取決めの際には、「養育費はいらぬから慰謝料を払え」とか、「やっと別れられたのだから、もう離婚後は顔も見たくないし、話もしたくないからこの子の養育費は一銭もいらぬ」など、とか夫婦の感情や財産の問題と絡めて話し合いがなされ、養育費の授受そのものが拒否されやすい状況にある。<sup>(6)</sup>しかし、「養育費はそのような状況に関係なく、親が扶養可能状態にあるかぎり、常に履行されるべきもの」<sup>(7)</sup>であろう。したがって、このような感情や財産の問題から分離して扱われることのできる状況での協議がまず必要である。

また、協議や調停等において養育費の算定が行われる際に、客観的で分かりやすい、そして公平な基準による養育費一覧表なるものが用意されれば、調停員等の恣意も排除され、当事者を納得させやすく、ひいては養育費の支払いの促進へも繋がると考えられていた。そこで、二〇〇三年に東京・大阪養育費等研究会から発表された養育費算定表は、まさに従来から必要とされていた声が具体化されたのである。そこで、従来の方式と養育費算定表の違いを見ながら、検討を重ねていく。

### 三 個別算定方式

まず、調停や裁判所等において実際に使われている算定方式について見ていくこととする。実務上良く使われている算定方式としては、①労研方式、②生活保護基準方式、③養育費算定表の三つがある。どの算定方法も、計算の根拠は異なるものの、一般的に、収入・支出の把握を行い、必要最低生活費を算出し、その上で養育費の分担額を算出するという過程を経る。

まず、基本的な収入・支出、必要最低生活費、分担額の把握の方法について確認し、次に、個別の計算方法について見ていく。

#### (1) 収入・支出の把握

収入は通常、税込みの総収入で把握する。つまり、給与所得者であれば、源泉徴収票の「支払金額」、事業所得者の場合は、確定申告書の「課税所得金額」を総収入とする。

一方、支出については、公租公課（所得税、住民税、社会保険料など）、住居費、食費、水道光熱費等、生活に関する費用（非消費支出）と、医療費や住宅ローンなどの特別費<sup>8)</sup>（恒常的特別経費）、そして給与所得者の場合は経費が認められないため、職業費として収入の一〇%～二〇%を支出の額に加える。

なお、収入から支出を差し引いた金額を基礎収入と呼ぶ。

(2) 必要最低生活費の算出

必要最低生活費については、各算定方法により異なる。

a 労研方式

財団法人労働科学研究所が昭和二七年に行つた実態調査に基づいて消費単位から最低生活費を算定する方法である。「消費単位」というのは、各人の生活に必要な、食品などの消費量を示す単位のこと<sup>(9)</sup>をいう。具体的には、六〇歳未満の軽作業に従事する既婚男子の総合消費単位（食品の消費単位と食品以外の消費単位との総合）を一〇〇として、その他、年齢別、性別、仕事量別、既婚未婚別等、それぞれの総合消費単位を決定している。

b 生活保護基準方式

厚生労働省より、毎年三月三一日に発表される生活保護法による保護の基準に基づいて最低生活費を算定する方法である。

c 養育費算定表

生活保護基準方式を参考にするが、「最低生活費の認定は、基準値、指数として使用するために認定しているだけであり、最低生活費をもって養育費の額とするわけではなく<sup>(10)</sup>、生活保護基準や教育費に関する統計から導き出した標準的な生活指数によって認定する方法であり、その数値に基づいて養育費算定表が作成されている。つまり、労研方式や生活保護基準方式のように、細かな収入、支出の把握を行う個別具体的な算定方法によって最低生活費の算定を行うのではなく、用意された表から導き出された額が、義務者の負担額となる。

## (3) 養育費の分担額

養育費の分担額の決定に際しては、まず、子の必要生活費を両親の分担余力において按分する方式（余力比方式）、そして、子が父と共に生活した場合の必要最低生活費と母と共に生活した場合の必要最低生活費を算出し、高い方の金額を各必要最低生活費の比率で按分する方式（生活程度比率方式）、また、必要最低生活費を収入比率で按分する方式（収入比方式）がある。<sup>(11)</sup>

このような按分方式があるが、実際に養育費の分担額を決定するには、通常、いずれかの按分方法に従い、双方の経済力からその割合を導き出し、そこに様々な事情を加味して調整を行っていくこととなり、一概に按分方式による結果が分担額となるわけではない。

なお、経済力に応じた分担額の決定は、それなりに妥当性を見出すことができるが、一方で「離婚後子どもを引き取った母や非嫡出子の母が、子どもの監護教育のために多大な精神力・肉体力を費やしていることは間違いないのに、この実情は無視されて」<sup>(12)</sup>おり、子育ての苦勞が養育費分担の割合決定に考慮されるべき事項にされていないことは問題であるとの指摘もある。

ここで、ある一つの例をとり、各算式の計算式を確認するとともに、それらから導き出される結果を比較するためにも、基礎収入（収入－支出）がどれも同じになるようにして、各算式に当てはめた結果の養育費の額について見ていく。

## 【例】

夫……事務仕事。四〇歳。東京都在住。収入月三五万円（年収四二〇万円）、非消費支出十恒常的特別経費を二〇

万円とする。

妻……事務仕事。四〇歳。東京都在住。収入月一〇万円（年収一二〇万円）、非消費支出十恒常的特別経費を六万円とする。

子……小学生二年生と五歳。妻と同居とする。

### ① 労研方式

労研方式は、昭和二十七年に労働科学研究所が独自の調査に基づいて、最低生活費の算定方式を考案したもので、そこで用いられた総合消費単位や物価指数などを組み合わせて算出した最低生活費を算出する方法である（総合消費単位については、表1を参照されたい）。しかし、この算定方法は、五〇年以上前の実態調査に基づくものであり、「家計の消費構造は、当時に比べると格段に変化しているので、この消費単位をそのまま用いることを疑問視する」<sup>(13)</sup>との傾向にあり、実際にはこの労研方式にそのまま数値を当てはめて算定することは少ないようであるが、下記計算式により例に当てはめると、65,216円が義務者の負担額となる。ただし、結果としてでた金額から、さらに父母の事情などを勘案し、増減されることとなる。

#### 《計算式》

父の基礎収入 (①)  $\parallel$  総収入  $\perp$  (非消費支出<sup>(14)</sup> + 恒常的特別経費<sup>(15)</sup>)

母の基礎収入 (①)  $\parallel$  総収入  $\perp$  (非消費支出 + 恒常的特別経費)

子の必要生活費 (②)  $\parallel$  (① + ①)  $\times$  (子の総合消費単位の合計  $\perp$  父側で子が生活した場合の総合消費単位の合計)

父の負担すべき養育費 (③)  $\parallel$  (②)  $\times$  (父の基礎収入 ①  $\perp$  父の基礎収入 ① + 母の基礎収入 ①)  $\perp$

表1 労働科学研究所による「総合消費単位（都市）」

	性別	労働の種別	60歳未満	60歳以上		学歴・年齢別	男	女
夫	既婚男子	軽作業以下	100	95	子	大学生	105	100
		中等作業	105	100		高校生	95	90
		重作業	115	110		中学生	85	80
		激作業	120	115		小学4～6年	60	
妻	既婚女子	主婦	80	65	供	小学1～3年	55	
		軽作業	90	80		4～6歳	45	
		中等作業	95	85		1～3歳	40	
		重作業	100	90		0歳	30	
	就労しない未婚男女	90	ただし重作業以下は既婚者のもの					
	生活の中心でない未婚男女	115						

注1) 別居して独立世帯を構成しているものには20～30を加算する。

注2) 事務仕事は軽作業以下に該当する。

出典) 藤本武『労働科学集成第二巻 日本の生活水準』307頁（労働科学研究所、1977）。

#### 《具体例》

父の基礎収入 (①) = 350,000円 - 200,000円 = 150,000円

母の基礎収入 (②) = 100,000円 - 60,000円 = 40,000円

円

子の必要生活費 (③) = (150,000円 + 40,000円) ×

(45 + 55) ÷ (130 + 45 + 55) = 82,608円

父の負担すべき養育費 (④) = 82,608円 × 150,000

円 ÷ (150,000円 + 40,000円) = 65,216円

#### ② 生活保護基準方式

生活保護基準方式は、厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」を基礎に負担額を算出する方法である（生活保護基準については、表2を参照されたい）。以下の計算式に例を当てはめると、義務者の負担額は68,463円となる。

#### 《計算式》

父の基礎収入 (①) = 総収入 - (非消費支出 + 恒常的



特別経費)

母の基礎収入 (①) || 総収入 - (非消費支出 + 恒常的特別経費)

父の最低生活費 (②) || 生活保護基準の「地域の級地区分」に従った「居宅第一類基準額」+「居宅第二類基準額」  
 母の最低生活費 (②) || 生活保護基準の「地域の級地区分」に従った「居宅第一類基準額」+「居宅第二類基準額」  
 子らの最低生活費 (②) || 生活保護基準の「地域の級地区分」に従った「居宅第一類基準額」+「居宅第二類基準額」  
 準額]

父側で子が生活した場合の子の生活費 (③) || 父の基礎収入 (①) × (子の居宅第一類基準額の合計額 + (父子の世帯

とした場合の居宅第二類基準額 - 父のみの場合の居宅第二類基準額) × (父の居宅第一類基準額 + 子の居宅第一類基準額の合計額 + 父子の世帯とした場合の居宅第二類基準額)

父の余力 (④) || ① - ②

母の余力 (④) || ① - ②

父の負担すべき養育費 (⑤) || ③ × 父の余力 (④) × (父の余力 (④) + 母の余力 (④))

《具体例》

父の基礎収入 (①) = 350,000円 - 200,000円 = 150,000円

母の基礎収入 (①) = 100,000円 - 60,000円 = 40,000円

父の最低生活費 (②) = 40,270円 (居宅一類) + 43,430円 (居宅二類) = 83,700円

母の最低生活費 (②) = 40,270円 (居宅一類) + 53,290円 (居宅二類) × 3 = 58,033円

小2の最低生活費(②) = 34,070円(居宅1類) + 53,290円(居宅2類) ÷ 3 = 51,833円

5歳の最低生活費(②) = 26,350円(居宅1類) + 53,290円(居宅2類) ÷ 3 = 44,113円

父側で生活した場合の子の生活費(③) = 150,000円 × (34,070円 + 26,350円 + (53,290円 - 43,430円)) ÷ (40,270円 + 34,070円 + 26,350円 + 53,290円) = 68,463円

父の余力(④) = 150,000円 - 83,700円 = 66,300円

母の余力(④) = 40,000円 - 58,033円 = 0円

父の負担すべき養育費(⑤) = 68,463円 × 66,300円 ÷ (66,300円 + 0円) = 68,463円

### ③ 養育費算定表

二〇〇三年四月に東京・大阪養育費等研究会により、簡易迅速な算定を可能とする新たな養育費算定方式が提案された。その計算方法に基づき作成された養育費算定表は、扶養権利者、扶養義務者双方の収入を基礎とし、子が扶養義務者と同居している場合に子のためにかかる生活費がいくらかを計算し、その生活費を扶養権利者と扶養義務者の収入で按分することによって、扶養義務者の養育費負担額を定めることを基礎としている。

この養育費算定表の大きな特徴は、「実際の生活形態とは異なり、高収入の親(義務者)と子が同居している状態をいわば仮定し、子の生活費を計算するという考え方を採用していることである。これは、「生活保持義務」の考え方に由来する<sup>(16)</sup>ものである。

そして、子どもの人数(一〜三人)や年齢(〇〜四歳、一五〜一九歳)に応じ、各ケースに応じた算定表(表一〜表九)が用意された。

表2 保護基準の抜粋（生活保護18年度基準（月額））

第一類 基準額 円

級地別 年齢区分	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2
0 歳 ~ 2 歳	20,900	19,960	19,020	18,080
3 歳 ~ 5 歳	26,350	25,160	23,980	22,790
6 歳 ~ 11 歳	34,070	32,540	31,000	29,470
12 歳 ~ 19 歳	42,080	40,190	38,290	36,400
20 歳 ~ 40 歳	40,270	38,460	36,650	34,830

第二類 基準額 円

基準額 (冬季加算は省略)	世帯人員別				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すと ごとに加算する額
1 級地 - 1	43,430	48,070	53,290	55,160	440
1 級地 - 2	41,480	45,910	50,890	52,680	440
2 級地 - 1	39,520	43,740	48,490	52,200	400
2 級地 - 2	37,570	41,580	46,100	47,710	400

- 注) 1 級地 - 1 ~ 2 級地 - 2 に該当する地域は参考までに以下の地域である。  
 1 級地 - 1 … 東京都23区、神奈川県横浜市・川崎市・埼玉県さいたま市他  
 1 級地 - 2 … 宮城県仙台市、北海道札幌市他  
 2 級地 - 1 … 新潟県新潟市、青森県青森市他  
 2 級地 - 2 … 茨城県日立市・土浦市、愛知県東海市・豊川市他

出典) 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7c.html#1-6> より抜粋、編集。

算定表の種類に応じ（子の年齢、人数）、当てはまる算定表が確定したら、縦軸の扶養義務者（通常は父）の年取と横軸の扶養権利者（通常は母）の年取の欄から、交差する部分の額が標準的な養育費の額（月額）となる。ここでいう年取とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「支払い金額」、自営業者の場合は確定申告書の「課税所得金額」のことをいう。<sup>(17)</sup>

縦軸を父の給与収入（三五万円×一二ヶ月）四二〇万円）とし、横軸を母の給与収入（二〇万円×一二ヶ月）二二〇万円）として、養育費算定表の表三、養育費・子二人表（第一子及び第二子・〇〜一四歳）の表に当てはめる（表3を参照されたい）。結果、養育費の義務者負担額は、四〜六万円となる。

表3 養育費算定表3 養育費・子2人表（第1子及び第2子0～14歳）

養 育 者 の 年 収 ノ 万 円	2,000	1,409	28～30万円
	1,975	1,391	
	1,950	1,373	26～28万円
	1,925	1,356	
	1,900	1,338	
	1,875	1,320	
	1,850	1,302	24～26万円
	1,825	1,284	
	1,800	1,267	
	1,775	1,249	
	1,750	1,232	
	1,725	1,214	
	1,700	1,197	22～24万円
	1,675	1,179	
	1,650	1,162	
	1,625	1,144	
	1,600	1,127	
	1,575	1,109	
	1,550	1,092	20～22万円
	1,525	1,074	
	1,500	1,057	
	1,475	1,041	
	1,450	1,024	
	1,425	1,008	
	1,400	991	
	1,375	945	18～20万円
	1,350	959	
	1,325	943	
	1,300	925	
	1,275	905	
	1,250	887	
	1,225	870	16～18万円
	1,200	853	
	1,175	836	
	1,150	817	
	1,125	799	
	1,100	781	
	1,075	764	14～16万円
	1,050	746	
	1,025	728	
1,000	710		
975	691		
950	674	12～14万円	
925	657		
900	641		
875	624		
850	608		
825	592		
800	575	10～12万円	
775	559		
750	543		
725	526		
700	510		
675	493		
650	477	8～10万円	
625	459		
600	440		
575	421		
550	401		
525	382	6～8万円	
500	363		
475	344		
450	325		
425	308		
400	290		
375	272	4～6万円	
350	254		
325	236		
300	217		
275	199		
250	182	2～4万円	
225	164		
200	147		
175	129		
150	112	1～2万円	
125	96		
100	78		
75	59		
50	39	0～1万円	
25	20		
0	0		
自 給	0	25 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1000	

【権利者の年収ノ万円】

出典) 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案—」299頁(判例タイムズ1111号、2003)

具体的な算定方法は以下の通りである。

《計算式》

父の基礎収入 ①  $\parallel$  総収入  $\times 0.34 \sim 0.42$  (給与所得者の場合)

母の基礎収入 ②  $\parallel$  総収入  $\times 0.34 \sim 0.42$  (給与所得者の場合)

子の生活費 ③  $\parallel$  義務者の基礎収入  $\times 55$  or 90 (子の指数)<sup>18)</sup>  $\div (100 + 55$  or 90 (父の指数  $100 +$  子の指数))

父の負担すべき養育費年額 ④  $\parallel$  子の生活費 ③  $\times$  父の基礎収入 ①  $\div$  (父の基礎収入 ①  $+ 母の基礎収入 ②)$

《具体例》

父の基礎収入 ①  $= 4,200,000$  円  $\times 0.34 \sim 0.42 = 1,428,000$  円  $\sim 1,764,000$  円

母の基礎収入 ②  $= 1,200,000$  円  $\times 0.34 \sim 0.42 = 408,000$  円  $\sim 504,000$  円

子の生活費 ③  $= 1,428,000$  円  $\sim 1,764,000$  円  $\times (55 + 55) \div (100 + 55 + 55) = 747,999$  円  $\sim 923,999$  円

父の負担すべき養育費年額 ④  $= 747,999$  円  $\sim 923,999$  円  $\times (1,428,000$  円  $\sim 1,764,000$  円  $\div (1,428,000$  円  $\sim$

$1,764,000$  円  $+ 408,000$  円  $\sim 504,000$  円))  $= 581,776$  円  $\sim 718,665$  円

父の負担すべき養育費月額  $= 581,776$  円  $\sim 718,665$  円  $\div 12$  ヶ月  $= 48,481$  円  $\sim 59,888$  円

このように、この養育費算定表は、仕組みすら複雑ではあるものの、父母の収入や子の年齢、人数などに応じて計算された結果が、既に表の中に示されているため、表を一目見ただけで、自己の負担すべき養育費を知ることができ、とても有意義なものである。なぜなら、養育費は、そもそも未成年子を養育するための費用であり、特に協議において離婚する夫婦の感情的なもつれ合いの中においては、できるだけ簡易迅速な養育費の取決めがなされる

ことが求められるからである。

また、最終的に養育費額が決定されるに際しては通常、個別的な事情が考慮されるべきであるが、この養育費算定表は「個別的な事情といっても通常の範囲のものとは算定表として標準化する段階で既に考慮がなされていますので、よほど特別な事情がない限り、算定表の額の幅を超える額が認められることはない」とされる<sup>(19)</sup>。したがって、このような点から見ても、第三者が介入しない離婚夫婦当事者が協議において養育費の取決めを行うに際し、養育費算定表を参考にすることによって、離婚当事者双方に公平で分かり易い、納得のできる養育費決定がなされる可能性が高くなり、このような基準が算定表という形で用意されたことは、大いに参考に値するであろう。

なお、参考までに、上記三つの養育費算定方式を用いて養育費の算定を行うと、基礎収入を同額で捉えるなら、①労研方式(65,216円)、②生活保護基準方式(68,463円)、③養育費算定表(41,655円)という結果となり、結果から見ればどれも殆ど変わらない。しかし、①、②に関しては、基礎収入の認定額によって結果が大きく異なるため、それ故に算定は慎重になされなければならない。

#### 四 従来の算定方式の問題点

労研方式や生活保護基準方式という従来の算定方式は、ある程度合理的な考え方に基づくものであるが、一方で算定方法が難しく、調停や審判などにおいて利用されることはあっても、協議離婚夫婦が養育費の取決めの際に利用されることはなかった。

また、算定にあたり、収入や支出の認定において、実額での把握がなされていたため、それらを証明する資料の提出を当事者がなさねばならず、それだけでも時間がかかり、その信憑性を問題とした判例もある<sup>(20)</sup>として、収入

や支出の認定の判断に相当な時間がかかるという問題があった。例えば、特別経費の認定に関しては、義務者や権利者からの資料の提出がまず必要であって、その提出された資料をもとに双方からの主張が行われていたのが実情であり、「養育費というのは子どもの日々の生活費の問題なのに、審理に時間がかかってしまう」<sup>(21)</sup>ことが指摘されていたのである。

さらには、「資料が提出され、試算されるまで、どの程度の金額になるか予測することも困難」<sup>(22)</sup>であり、結局は結果が出てみないと義務者の負担額は明らかにならず、結果が出て改めてその金額についての争いがなされ、なかなか結論を見出すことができなかつたのである。

## 五 養育費算定表の問題点

二〇〇三年四月、東京・大阪養育費等研究会の「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」(判例タイムズ一一一〇号参照)において発表された養育費算定表は、これまでの家庭裁判所の審判や調停における養育費の算定の問題点を解決することを目的として考えられたものである。

そこで、養育費算定表は、基礎収入の算出にあたり、従来の算定方法のように実額を元に算定していた「特別経費を、税法等で理論的に算出された標準的な割合や統計資料に基づいて推計された標準的な割合をもって推計することに改められた」<sup>(23)</sup>のである。また、子どもの必要生活費の認定にはこれまで厚生労働省の定める生活保護基準に従った最低生活費を算出していたが、「標準的な生活指数というものを生活保護基準とか教育費に関する統計から導き出して標準化し、簡易化」<sup>(24)</sup>したことにより、養育費の算定に関して、今までのような煩雑な手続きに時間がかからなくなったことには大きな意義がある。

しかし、実務上しばしば問題になることがある。

まず、自営業者の総収入についてである。自営業者の総収入は、確定申告書の課税所得金額とされている。課税所得金額は、税法上において、各種所得控除、青色申告特別控除等が控除された後の金額となる。つまり、給与所得の場合の総収入は給与所得控除や各種所得控除前の金額であるのに対し、事業所得の場合の総収入は、各種所得控除後の金額となる。これらの控除は、税法上控除されるべき金額であって、実際に支出されていない金額であるから、「確定申告書に基づいて総収入を認定する場合には、「所得から差し引かれる金額（所得控除）」のうち、「社会保険料控除」以外の各控除項目と「青色申告特別控除額」及び現実に支払がされていない「専従者給与額の合計額」を「課税される所得金額」に加算することになる<sup>(25)</sup>ことを明らかにした。

また、発表された算定表は、給与所得と事業所得の場合において、それぞれ収入を認定するが、義務者の中には給与所得と事業所得の双方を得ている者もいる。こういった場合、実務上では「給与所得額と事業所得額の一方を他方に換算し、合計した額について算定表を利用する方法」<sup>(26)</sup>が取られるようである。しかしながら、給与所得を事業所得に換算するか、事業所得を給与所得に換算するかによって、算定結果が若干異なる。しかし、今の所どちらの所得を基準にして計算をするのかについての一定の基準はない。

そして、算定表のタイプに属さない場合の処理についてである。算定表は子三人の場合までしか用意されていないが、子が四人以上いる場合には使用することができないし、算定表の上限（義務者の場合、給与所得二〇〇万、事業所得一、四〇九万。権利者の場合、給与所得一、〇〇〇万、事業所得七一〇万）を超える収入がある場合にも使用することはできない。

最後に、この算定表は、あくまで標準的な養育費を簡易迅速に算定していることを目的としているため、例え



ば、養育費算定表において子の教育費は「公立中学、公立高等学校に関する学校教育費を指数として考慮しているが、私立学校に通う場合の学校教育費等は考慮していない<sup>(27)</sup>」。したがって、私立学校教育費等の特別経費については、別途加算するなどの措置を取らなければならない<sup>(28)</sup>。しかし、通常範囲のものは養育費算定表の中ですでに考慮されているため、このような個別的な特別な事情を加味することを認められるのは、養育費額を定めるにあたり、この養育費算定表を用いて出された計算結果が「著しく不公平となるような特別な事情がある場合に限られる<sup>(29)</sup>」とされる。それ故に、特別な事情とはどの程度のことをいうのか、調停や裁判による特別な事情の認定はともかく、協議離婚夫婦にとっては判断が難しく、そのガイドラインを作成すべきである。

## 六 司法統計年報より

家庭裁判所の司法統計年報によると、子ども一人に対する養育費は、二万円～四万円が最も多く、次いで一万円から二万円が多い(表5)。また、子どもが一人の場合、四万円～六万円が全体の七割以上を占めている(表4)。子どもが二人でも、四万円～六万円が最も多いことから(表4)、子どもの人数が増えたとしても、養育費の額が人数に比例して増加されないということが見て取れる。

このような統計から、全体的に見て養育費の取決め額が低すぎる傾向にあるかと思われる。「子の年齢にもよるが、実際に必要とする経費にとっても足りないとの声<sup>(30)</sup>」も多い。しかし、結局は、支払う側の親は二つの世帯を抱えることとなり、資力に限界があるからといわざるを得ない。無理な養育費額を設定して、後に支払いが滞るよりも、少額設定であっても、支払いを確実にする方が良いと考えられている理由から、このような結果になったと考えられる。

表4 母を監護者と定めた未成年の子有り件数—夫から妻への養育費額

母が監護者 となった未 成年の子の 数	月 額							
	総 数	1万円 以下	2万円 以下	4万円 以下	6万円 以下	8万円 以下	10万円 以下	10万円 超
総数	14,785	689	1,841	5,915	3,673	1,069	812	652
1人	7,643	361	1,136	3,781	1,750	312	163	135
2人	5,638	254	571	1,815	1,612	652	433	300
3人	1,239	64	117	288	293	91	194	192
4人	117	5	16	27	15	14	20	19
5人以上	21	5	1	4	3	—	2	6

出典) 司法統計年報(平成17年度)

表5 養育費の取決め有りの件数(父が支払い者)—支払額別子の年齢

子の年齢	月 額							
	総 数	1万円 以下	2万円 以下	4万円 以下	6万円 以下	8万円 以下	10万円 以下	10万円 超
総数	10,576	2,144	3,442	3,840	798	144	98	97
0歳	423	46	118	215	31	5	4	4
1歳	603	102	187	265	33	8	5	3
2歳	606	103	214	232	42	6	2	7
3歳	728	136	260	274	38	6	7	7
4歳	637	121	226	246	35	4	2	3
5歳	717	136	263	257	43	5	6	6
6～9歳	2,613	581	917	898	159	24	11	21
10～14歳	2,763	604	892	943	230	33	29	28
15～19歳	1,470	314	360	508	185	50	32	15
20歳以上	16	1	5	2	2	3	—	3

出典) 司法統計年報(平成17年度)

## 七 結びにかえて

このように、養育費額の決定に際し、様々な算定方法がある。しかしながら、従来、家庭裁判所で多く利用されてきた労研方式や生活保護基準方式は、算定方法が難しく、協議離婚をする際に用いられることはあまりなかった。また、「結論的には合理的な金額になっているように思われるが、各ファクターをどのように設定するかによってその金額には相当のずれが生じる<sup>(31)</sup>」ことも考えられる。

その点、養育費算定表は、夫婦の収入や子の人数や年齢、自営業者の場合など、多くのケースによる表が用意されており、実務上、養育費算定表の運用において何点か問題が指摘されているものの、この養育費算定表とその利用のためのガイドラインをを周知することができれば、養育費取決めの参考としては大いに意味のあるものとなるだろう。なぜなら、協議離婚においては離婚夫婦が感情のもつれのなかで話し合いがなされる可能性が高く、まして、養育費額の取決めがなされたとしても、それが子の生活費として妥当なものでなければ意味がない。双方の収入により、ある程度の相場、養育費の客観的基準を簡易迅速に決定することができれば、養育費の自主的な取決め率の向上に繋がり、また、公平妥当な結論を導くことのできる可能性も高まると思われるからである。

しかし一方では、個々に具体的事情が異なる中で、一様に養育費算定表だけに頼ることは危険であり、また、子供の成長にしたがって長い期間に渡って給付するという性格を持つ養育費の額は、取決めで以降に夫婦の収入の増減があった場合や、あるいは、子が入院して多額の費用がかかったなど、養育費取決め時の予測を超えた事態が生ずることもある。養育費の取決めは、離婚時の夫婦の収入を元に計算がなされることが多いが、養育費は長年にわたって支払われるべき性格のものであるからこそ、このような事情変更に合わせて定期的に見直しが必要で

はないだろうか。

ただし、離婚夫婦の中には、離婚後、顔を会わせなくて済むと思っていた中で、何度も金銭にまつわる紛争に繋がることとなりかねず、そのような感情的な問題は、ますます子供の利益を害するものと想像できる。しかしながら、離婚当事者の事情変更に伴って養育費の見直しがなされることで、双方が納得することのできる結論を見出すことができ、ひいては履行の確保にも繋がると思われる。

したがって、養育費に関しての問題を専門的に取扱う第三者機関の創設により、養育費算定の相談や定期的な見直し等のできる組織の設立を考えるべきであって、離婚夫婦にとって公平で納得のできる養育費負担を指すべきである。そして、そのことが必ず子の利益に繋がるということを忘れてはならない。

(1) 山脇貞司「扶養義務」二七九頁(別冊法学セミナー一七三号基本法コンメンタール第四版/親族 日本評論社、二〇〇一)。

(2) 「法律上の親である限り、たとえ親権がなくても、親として子に対する扶養義務を負う」のであって、たとえ親権者でない親であっても、その扶養義務は生活保持義務とされる。内田貴『民法IV 補訂版 親族・相続』二九八頁(東京大学出版会、二〇〇六)。また、大阪高決昭和三七年一月三二日家月一四卷五号一五〇頁を参照されたい。

(3) 最判平成九年四月一〇日民集五一卷四号一九七二頁では、たとえ離婚前に別居し、その後の離婚訴訟において、別居時から子が成人に達するまで養育費支払を命じた。つまり、民法第七六六条の「離婚後の子の監護に必要な費用」とは、離婚後の養育費とは限らないとして、離婚前の別居期間の養育費支払を認めた判例も出てきたのである。

(4) 本山敦「家族の歩き方一四 私的福祉」一〇五頁(法学セミナー六一七号、二〇〇六)。

(5) 法制審議会民法部会身分法小委員会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」ジュリスト一〇五〇号二一四頁を参

考にされたい。

- (6) 扶養請求は失われるものではないために子の扶養請求権に影響を与えないとする判決がある一方で（東京高決昭和三八年一〇月七日家月一六卷二号六〇頁）、養育費を請求しない合意の有効性を認める判決もある（札幌高裁昭和五一年五月三一日判例タイムズ三三六号一九一頁）。つまり、そのような合意の存在が必ずしも養育費請求権を認めない事由とすべきではないが、その合意が全く意味のないものであるともいえない。したがって、子の利益を考慮した上で養育費不請求の合意は成立させないようになすべきである。
- (7) 下夷美幸「養育費履行確保制度の設計」七九頁（ジュリスト一〇五九号、一九九五）。
- (8) 特別費は「当事者の生活様式によって額が大きく左右されるため、例えば、収入に比して過大な住居費、ローン支払、遊興のための借金等については減額することもある。」斉藤啓昭「養育費の算定方式と裁判例」一六八頁（判例タイムズ一〇〇号、二〇〇二）
- (9) 田村五郎『親子の裁判』三〇三年『二六四頁（中央大学出版部、一九九六）。
- (10) 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して―養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案―」二八七頁（判例タイムズ一一一―一―号、二〇〇三）。
- (11) 斉藤啓昭・前掲注八・一六九頁。
- (12) 田村五郎・前掲注九・二七八頁。
- (13) 平山信一・有吉春代『離婚と慰謝料』二〇三頁（自由国民社、二〇〇六）。
- (14) 非消費支出とは、所得税、住民税、社会保険料等をいう。
- (15) 恒常的特別経費とは、職業経費、家賃、医療費等をいう。職業経費とは、総収入の一〇～二〇％の範囲で考慮される。
- (16) 社会保険研究所『大切な子どもたちのために養育費を ひとり親家庭の養育費の手引き』四一頁（社会保険研究

所、二〇〇四)。

- (17) 社会保険研究所・前掲注一六・九頁。
- (18) 親を一〇〇とした場合、〇〜一四歳の子どもは五五、一五〜一九歳の子どもは九〇とする。
- (19) 第一東京弁護士会人権擁護委員会『新・離婚をめぐる相談一〇〇問一〇〇答』一〇五頁(きょうせい、二〇〇六)。
- (20) 大阪高決平成一六年五月一九日家月五七卷八号八六号は、義務者から提出された源泉徴収票の信憑性が問われ、結局、賃金センサスを用いて養育費算定表を行ったという事例である。
- (21) 日弁連司法改革シンポジウム「子どもの立場からみた家事手続きのあり方」三二頁(判例タイムズ一四五号、二〇〇四)。
- (22) 右近建男・小田八重子・辻朗編『家事事件の現況と課題』一七頁(判例タイムズ社、二〇〇六)。
- (23) 日弁連司法改革シンポジウム・前掲注二一・三二頁。
- (24) 日弁連司法改革シンポジウム・前掲注二一・三二頁。
- (25) 岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」五頁(判例タイムズ二〇九号、二〇〇六)。
- (26) 岡健太郎・前掲注二五・六頁。
- (27) 濱谷由紀・中村明子「養育費・婚姻費用算定の実務 大阪家庭裁判所における実情」40頁(判例タイムズ一七九号、二〇〇五)。
- (28) 岡健太郎・前掲注二五・九〜一一頁を参照されたい。
- (29) 岡健太郎・平城恭子「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」六二頁(調停時報一六四号、二〇〇六)。
- (30) 湯沢雍彦『データで読む家族問題』二〇六頁(日本放送出版協会、二〇〇三)。
- (31) 平田厚『家族と扶養―社会福祉は家族をどうとらえるか―』六〇頁(筒井書房、二〇〇五)。